

議案第18号

三朝町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 <u>この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 237 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決による場合を除くほか、財産を交換し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けることができる場合について定めるものとする。</u> （普通財産の交換） 第2条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差	（趣旨） 第1条 <u>財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。</u> （普通財産の交換） 第2条 普通財産は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額が、

額が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため本町の普通財産を必要とするとき。

2 略

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(3)及び(4) 略

(5) 寄附に係る普通財産を町が将来にわたって公用又は公共用に供する見込みがない場合において、当該普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)及び(2) 略

その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本町の普通財産を必要とするとき。

2 略

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3)及び(4) 略

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号の1に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)及び(2) 略

(物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 物品は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1)及び(2) 略	(物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 物品は、次の各号の<u>1に</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1)及び(2) 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。